

## ○税制問題等に関する特別委員会

本院議員提出法律案（九件）

消費税法を廃止する法律案（参第一号）	
要旨	
本法律案は、消費税が広く国民の理解と信頼を得た上で創設されたものとはい難く、また、現在においても多くの問題を指摘される等国民に広く受け入れられているとはいえない状況にあるとして、平成二年三月三十一日限りで消費税を廃止するとともに、消費税法の廃止に伴う必要な経過措置を定めようとするものである。	
廃止後の仕入れ等に係る消費税額の調整等に関する規定中、普通乗用自動車については3%を6%に改める修正を行うものである。	
委員長報告	
ただいま議題となりました九法律案につきまして、税制問題等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。	
これら九法律案は、いずれも社会、公明、連合、民社の四会派を代表する久保亘君外七名の発議に係るものでありまして、その内容について簡潔に申し上げますと、まず、消費税法を廃止する法律案は、平成二年三月三十一日限りで消費税法を廃止しようとするものであります。	
修正要旨	

9 入場税法案	10 地方税法の一部を改正する法律案
久保亘君 (元、10月10日)	久保亘君 (元、10月10日)
元、10月10日	元、10月10日
二、八	二、八
可	可
三、一	三、一
決	決
可	可
三、二	三、二
決	決
委 等 調 査 特 別 委 員 会 会 議 題 未	税 制 問 題 元、 三 三 未
了	了
元、 二 二 八 参 本 会 議 趣 旨 説 明 三 三 了	元、 二 二 八 参 本 会 議 趣 旨 説 明 三 三 了

消費譲与税法を廃止する法律案は、消費税法の廃止に伴い、消費譲与税法がその基礎を失うこととなるため、同法を廃止しようとするものであります。

地方交付税法の一部を改正する法律案は、消費税法の廃止に伴い、地方交付税の対象税目から消費税を削除しようとするものであります。

次に、税制再改革基本法案は、消費税の廃止を踏まえて行う税制再改革の趣旨、行財政改革の一層の推進等の環境整備、再改革に当たっての五つの基本原則及び所得、資産、消費等に対する均衡のとれた税体系を求める基本方針を定めるとともに、二年を目途に税制再改革の具体的措置を調査、審議する国民税制改革協議会を設置しようとするものであります。

通行税法案は、航空機の旅客運賃等を課税対象とする税率十%の旧通行税を五%の税率で復元しようとするものであります。

物品税法案は、旧物品税と同品目を課税対象として物品税を復元し、税率については、第一種物品についてはそれぞれ十%、八%、第二種物品についてはそれぞれ八%、六%、四%としようとするものであります。

入場税法案は、劇場等の入場に課税し、その入場料金に税率十%の旧入場税を五%の税率で復元しようとするものであります。

最後に、地方税法の一部を改正する法律案は、地方税において電気税・ガス税等を復元し、電気税は旧電気税の税率五%を三%に調整し、ガス税は税率二%で課税するほか、特別地方消費税を改めて、免税点は現行のまま据え置くことにより料理飲食等消費税を税率十%で復元しようとするものであります。

以上の九法律案のうち、消費税法廃止関連三法案及び再得課税のうち、長短区分の保有期間を五年から十年の本則に戻すとともに、相続税と贈与税について最高税率七十五

%を復活するものであります。

通行税法案は、航空機の旅客運賃等を課税対象とする税率十%の旧通行税を五%の税率で復元しようとするものであります。

に本会議で、また十日には本特別委員会において九法律案の趣旨説明が行われました。

委員会におきましては、九法律案を一括して議題とし、

発議者及び関係大臣等に対して、広範多岐にわたり、熱心な質疑を行うとともに、公聴会を開催したほか、参考人から意見を聴取いたしました。

委員会における主な質疑の内容について申し上げますと、参議院選挙における民意と消費税法廃止関連九法律案提案との関係、国民税制改革協議会の性格及び憲法上の問題、野党四会派の考える均衡ある税体系の具体的な内容、消費税廃止に伴う代替財源案による措置額及び初年度の税収額、総合課税化に向けての納税者番号制導入の当否、経済の国際化が進展する下での法人税負担のあり方、代替財源として旧物品税等を復元することの妥当性、地方自治の本旨に基づく地方財政確立のための具体的方策、高齢化社会における社会保障負担と給付のあり方、連合政権構想を進めるに当たっての各党の基本政策に対する認識及びその実現の可能性等であります。その詳細は会議録に譲ります。

九法律案に対する質疑を終了いたしましたところ、及川一夫理事より、消費税法廃止法案、消費譲与税法廃止法案、

地方交付税法改正案、税制再改革法案、法人税法等改正案及び物品税法案の六法律案について、修正の動議が提出されました。

また、国会法第五十七条の三の規定に基づいて、内閣から意見を聴取いたしました。

次いで六修正案及び九原案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して宮澤弘理事より、六修正案及び九原案に反対、日本社会党・護憲共同を代表して上野雄文委員、公明党・国民会議を代表して常松克安委員、連合参議院を代表して古川太三郎理事、民社党・スポーツ・国民連合を代表して寺崎昭久理事より、それぞれ六修正案及び九原案に賛成、日本共産党を代表して近藤忠孝理事より、消費税法廃止法案、同修正案、消費譲与税法廃止法案、同修正案、地方交付税法改正案、同修正案に賛成、他の六法案及び三修正案については、採決に加わらない立場からの意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、消費税法廃止法案、消費譲与税法廃止法案、地方交付税法改正案、税制再改革法案、法人税法等改正案、物品税法案の六法律案の修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもって可決され、

六法律案は修正議決すべきものと決定し、また、通行税法案、入場税法案、地方税法改正案の三法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

#### 消費譲与税法を廃止する法律案（参第一二号）

##### 要旨

本法律案は、消費譲与税法の廃止に伴い、消費譲与税法を廃止するとともに必要な経過措置を定めようとするものである。

##### 修正要旨

平成三年度以後の消費税の収入額の五分の一に相当する額についても、消費譲与税として地方公共団体に譲与するものとし、その収入見込額の一定割合を、当該年度分の地方交付税の基準財政収入額に算入するものである。

#### 地方交付税法の一部を改正する法律案（参第三二号）

##### 要旨

本法律案は、消費税法の廃止に伴い、地方交付税法の対象税目から消費税を削除するとともに必要な経過措置を定めようとするものである。

##### 修正要旨

平成三年度以後の消費税（消費譲与税に係るものを除く）の収入額についても、その一定割合を地方交付税とするものである。

##### 委員長報告

八九ページ参照

#### 税制再改革基本法案（参第四二号）

##### 要旨

本法律案は、消費税創設を中心とする先の税制改革に代えて行う税制再改革について、その改革の趣旨、環境整備、

#### 委員長報告

八九ページ参照

基本原則及び基本方針を示すとともに、その調査審議のための国民税制改革協議会を設置する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、税制再改革のための環境整備

国及び地方公共団体は、行財政改革の一層の推進及び高齢化社会における社会保障と国民の負担のあり方にについての国民の合意の形成が図られるよう環境整備に努めなければならない。

#### 二、税制再改革の基本原則

税制再改革は、民主的な手続きにより形成された国民の合意に基づき、税負担の公正及び公平を確保し、総合課税主義を基本とする応能負担原則を重視し、直接税を

主とし、間接税を従とすることを堅持するとともに、安定した地方財政の確立を図り、かつ、税制の社会的再配分の機能の向上に配慮することとする。

#### 三、税制再改革の基本方針

各種特例措置の抜本的整理合理化、納税環境の整備等により、税負担の不公平が払しょくされ、所得、資産、消費等に対する均衡のとれた税体系の構築を目指して行うものとする。

### 四、国民税制改革協議会の設置

国民合意に基づく税制再改革実現のため、その再改革として行うべき具体的な措置について調査審議する国民税制改革協議会を設置する。同協議会は、設置後二年以内を目途として、その調査審議の結果を、内閣総理大臣及び国会に対し、報告するものとする。内閣総理大臣及び国会は、その報告を受けたときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律の施行に要する費用の見込額は、平年度約八千万円である。

#### 修正要旨

本法律案第八条第一項を、「協議会は、設置後二年以内を目途として、その調査審議の結果を、内閣総理大臣に対し、報告するものとする。」とし、同条第二項を、「内閣総理大臣は、前項の報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。」と改める等の修正を行うものである。

## 法人税法等の一部を改正する法律案（参第六号）

### 要旨

本法律案は、消費税法の廃止に伴い必要となる財源の確保に資するため、法人税法等の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法人税について、平成二年度以降適用されることとなる普通法人等に係る法人税率を四十%（本則三十七・五%）として現行税率を維持することとする特例を設けるとともに、受取配当益金不算入制度の不算入割合を二年間で六十%（現行八十%）に引き下げるほか、賞与引当金の引当限度額を二年間で二十%圧縮する等の改正を行う。

二、有価証券譲渡益課税における源泉分離課税制度について、課税利益金額の算定の基礎となるいわゆるみなし所得率を七%（現行五%）にすることにより、譲渡代金に対する税負担率を一・四%（現行一%）に引き上げるとともに、有価証券取引税について、株券等に係る税率を譲渡価額の〇・四%（現行〇・三%）に引き上げる。

三、土地税制について、土地等に係る長期譲渡所得及び短

期譲渡所得の区分の特例（現行五年）を廃止し十年に戻すとともに、所有期間二年以下の超短期所有土地等の譲渡に係る課税の特例（超短期特別重課制度）を当分の間延長する。

四、相続税及び贈与税について、それぞれ最高税率を七十五%（現行七十%）に引き上げる。

五、酒税及びたばこ税について、消費税廃止後も税負担率がほぼ現行水準を維持できるよう、それぞれ税率調整を行う。なお、本法律施行に伴う增收見込額は、平年度約一兆二千三百二十億円である。

### 修正要旨

本法律案の相続税法の改正規定の施行日及び適用区分に係る期日について、原案において「平成二年四月一日」とあるのを「平成三年一月一日」と改める修正を行うものである。

### 委員長報告

八九ページ参照

## 通行税法案（参第七号）

### 要旨

本法律案は、消費税法の廃止に伴い必要となる財源の確保に資するため、通行税の制度を復元しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、汽車、電車、乗合自動車、船舶（以下「汽車等」という。）及び航空機の乗客は、通行税を納める義務がある。

二、通行税の課税標準は、汽車等及び航空機の旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等とし、その税率は、百分の五とする。

なお、別途、租税特別措置法を改正し、離島航空路線の通行税の特例税率は百分の三とする。

三、汽車等の二等の乗客、船舶の一等の乗客は寝台料金又は特別車両料金等に係る通行税を除き、原則通行税を納める義務がないものとする等通行税の非課税に係る所要の規定を設ける。

四、汽車等又は航空機により旅客の運送を営む者は、旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等の領収の際に通行税を徴収し、その

徴収の日に属する月の翌月末日までに、国に納付しなければならない。

なお、本法律施行に伴う增收見込額は、平年度約四百五十億円である。

## 委員長報告

### 八九ページ参照

## 物品税法案（参第八号）

### 要旨

本法律案は、消費税法の廃止に伴い必要となる財源の確保に資するため、物品税の制度を復元しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、物品税は、旧物品税と同品目を課税対象とする。

二、納稅義務者は、小売段階で課税される第一種物品については、その物品の販売業者、製造段階で課税される第二種物品については、その物品の製造者、保税地域から引き取る課税物品については、その物品を引き取る者とする。

三、課税対象物品のうち、一般消費者の生活及び産業経済

に及ぼす影響を考慮して物品税を課さないことが適当であると認められるものとして政令で定めるものについては、物品税を課さないものとする。

四、課税標準は、第一種課税物品については、当該小売に係る小売価格に相当する金額、第二種課税物品については、通常の卸引形態による通常の卸市場価格に相当する金額とする。

五、税率は、第一種物品についてはそれぞれ、百分の十、百分の八、第二種物品についてはそれぞれ、百分の八、百分の六、百分の四とする。

六、第一種物品の販売業者は、翌月末日までに、第二種物品の製造者は、翌々月末日までに申告、納付する。

なお、本法律施行に伴う增收見込額は、平年度約一兆円である。

#### 修正要旨

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十五条第一項の「関税等の特例」に物品税を加えるとともに、物品税法に定める別表の課税物品のうち、軽自動車の範囲「三二〇センチメートル」、「五五〇立方センチメートル」とあ

るのを、「三三〇センチメートル」、「六六〇立方センチメートル」と改める修正を行うものである。

#### 委員長報告

八九ページ参照

#### 入場税法案（参第九号）

##### 要旨

本法律案は、消費税法の廃止に伴い必要となる財源の確保に資するため、入場税の制度を復元しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、次に掲げる場所への入場には、入場税を課する。

(一) 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を多数人に見せ、又は聴かせる場所

(二) 競馬場及び競輪場

(三) (二)に掲げる場所に類する場所で、政令で定めるものの「興行場等の経営者等は、興行場等への入場者から領収する入場料金について、入場税を納める義務がある。

三、入場税は、入場料金を課税標準とし、入場料金の百分

の五の税率により課する。

四、入場料金が、一人一回の入場について、映画を催す場所において二千円、主として演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を催す場所において五千円、競馬場、競輪場等において三十円以下であるときは、入場税を課さない。

五、興行場等の経営者等は、その興行場等ごとに、毎月、

課税標準額、入場税額等を記載した申告書を、翌月末日までに、その興行場等の所轄税務署長に提出し、同日までに入場税を納付しなければならない。

なお、本法律施行に伴う增收見込額は、平年度約四十億円である。

#### 委員長報告

八九ページ参照

#### 地方税法の一部を改正する法律案（参第一〇〇号）

##### 要旨

本法律案は、消費税法の廃止に伴い必要となる財源の確保に資するため、地方間接税の復元等を行おうとするものであ

り、その主な内容は次のとおりである。

一、道府県たばこ税及び市町村たばこ税

道府県たばこ税の税率を千本につき千百八十六円（現行千百二十九円）に、市町村たばこ税の税率を千本につき一千百円（現行千九百九十七円）とする。

#### 二、ゴルフ場利用税

名称を娯楽施設利用税に改め、課税対象施設をゴルフ場のほか舞踏場、ぱらんこ場等とし、標準税率をゴルフ場については一人一日につき千百円（現行八百円）、その他の施設については利用料金の百分の十とするとともに、ゴルフ場所在市町村に対する交付金の交付率を一分の一（現行十分の七）とする。

#### 三、特別地方消費税

名称を料理飲食等消費税に改め、その標準税率を百分の十とする。

#### 四、電気税及びガス税

市町村税として電気税及びガス税を設け、税率は電気税については百分の三、ガス税については百分の一とする。電気料金が三千六百円（月額）以下であるときは電気税を課すことができないこととし、ガス料金が一万二

千円（月額）以下であるときはガス税を課すことができない」ととする。

### 委員長報告

八九ページ参照